

津波災害等大規模災害発生時における施設の使用等及び
物資の供給に関する協定書

津波災害等大規模災害発生時における一時避難施設等としての使用及び物資の供給に関し、福山市（以下「甲」という。）と協同組合福山卸センター（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、福山市域に津波災害等大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における支援協力において、乙の組合員が管理する施設（以下「対象施設」という。）を使用すること及び乙が保有する物資を被災者支援のために供給することについての必要な事項を定めるものとする。

（施設の使用用途）

第2条 この協定による対象施設の使用用途は、一時避難施設、緊急車両の集結場所、防災資機材の一時保管場所等とする。

（使用不可の場合の報告）

第3条 乙は、何らかの事情により対象施設の一部又は全部について、前条に規定する使用用途としての使用が不可能となるときには、直ちに甲に連絡するものとする。

（施設使用の通知）

第4条 甲は、津波災害等大規模災害の発生時において、乙の組合員の第2条に規定する使用用途で甲及び地域住民等が使用するための支援協力（以下単に「支援協力」という。）が必要であると認めたときは、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により甲からの支援協力の要請があったときは、直ちにその組合員に対して、その旨を連絡するものとする。
- 3 夜間等により、乙からその組合員に対して支援協力の要請ができない場合等は、甲は直接に当該組合員に対して支援協力の要請ができるものとする。

（津波避難ビルの指定）

第5条 甲は、卸町14番1号の卸センター会館を津波避難ビルとして指定する。

（津波避難ビルの使用）

第6条 甲又は地域住民等は、津波避難ビルを大規模地震に伴い津波警報が発表され、市内に避難勧告又は避難指示が発令されたときから津波警報の解除等により津波の恐れがなくなったときまで使用できるものとする。ただし、避難勧告又は避難指示が発令され

ていない場合であっても、津波による危険が切迫した状況であるときは、前段の規定にかかわらず、これを使用できるものとする。

(施設の使用に関する費用負担)

第7条 この協定の定めるところにより対象施設を使用する場合の使用料は、無料とする。

(施設・備品の破損時等の対応)

第8条 対象施設が第2条に規定する使用用途として使用された場合において、対象施設や備品が破損等した場合については、甲がこの復旧に係る費用を負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第9条 乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(一時避難施設等の終了)

第10条 甲は、第2条に規定する使用用途としての使用を終了する際は、乙に対し一時避難施設等使用終了届を提出するものとする。

(物資供給の協力要請)

第11条 甲は、福山市域に津波災害等大規模災害が発生した場合において、必要があると認めるときは、乙に対して、その組合員が保有する衣類及び食料品等（以下「物資」という。）の供給について、文書又は口頭で要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲からの支援協力の要請があったときは、その組合員に対し、その保有する物資を可能な範囲内で甲に供給するよう要請するものとする。

3 前2項の規定により、乙の組合員がその保有する物資を甲に供給する場合における物資の品目、数量及び対価については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(乙の組合員に対する周知徹底)

第12条 乙の組合員には、乙からこの協定の内容、趣旨等を説明し、並びにこの協定の定めるところにより対象施設を使用等すること及び物資の供給について承認・了承を得ているものとする。

(取扱窓口)

第13条 この協定の取扱窓口は、甲にあつては企画総務局総務部危機管理防災課、乙にあつては協同組合福山卸センター事務局とする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に支援協力の要請時の連絡担当者及び連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲・乙双方が協議して定めるものとする。

上記協定の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2013年（平成25年） 7月12日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市長 羽 田 皓

乙 福山市卸町14番1号
協同組合福山卸センター
理事長 酒 井 信 孚